

「干布小学校 学校いじめ防止基本方針」の概要

令和4年4月版
天童市立干布小学校

1 はじめに

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、児童の尊厳を保持することを目的に、市教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「天童市立干布小学校いじめ防止基本方針」を策定します。それを公開・説明しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応等に全力で取り組むものとし、

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要となります。なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該児童生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、適切な対応を行います。

3 いじめ防止等のための組織と具体的な取組

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

校内関係者は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭、校外関係者は、学校評議員代表・PTA代表・地区民生児童委員代表・青少年育成会代表・干布駐在・人権擁護委員で構成します。必要に応じて、心理や福祉の専門家等の参加を求めます。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめを正しく理解するための校内研修をすすめます。
- ・いじめ防止に向けた学校の取組を検証し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等をより一層推進します。
- ・児童が自己有用感を高められる教育活動を計画したり、検証したりします。
- ・いじめの情報収集等を行います。
- ・いじめの情報があった場合は、早期解決に向けて中核となって対応します。
- ・保護者や関係機関と連携し、いじめられた児童を守り、いじめた児童の成長につなげます。



4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教職員による指導

- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくいこと、いじめられた者の心を深く傷付けることを踏まえるようにします。また、複数の目でしっかり見た上で判断します。
- ・「人権を無視するいじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりをすすめます。
- ・児童にも分かりやすく解説した「いじめ防止基本方針」を使って学活の授業をします。

(2) 児童に培う力とその取組

- ・他者を思いやる気持ち、他者とコミュニケーションを図る力、ストレスに適切に対処できる力、自分を大切にしたい気持ち、自分が他人の役に立っている実感を学校の教育活動全体を通して培います。

(3) 児童の主体的な取組

- ・児童会を中心に、明るい生活を送ることができるような活動をすすめます。

- (4) 家庭・地域・関係機関との連携
- ・家庭や地域と常日頃から情報交換ができるようにします。
 - ・ネットいじめについての対策を考え合います。



5 早期発見の在り方

- (1) 見えにくいいじめを察知するために
- ・「子供がいじめられたと思えば、それはいじめである」を大前提とし、チーム学校で共通確認をして対応にあたります。
 - ・児童との信頼関係づくりに努め、児童の様子にしっかり目を配ります。全学級で「定点観察」を行うなどしながら、その結果からいじめ発見に役立てます。
 - ・教職員の情報交換を積極的に行います。
 - ・定期的なアンケート調査を活用します。
- (2) 社会状況の変化や教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童への対応
(障がいのある児童、帰国外国子女、性同一性障がい等の児童、被災児童、コロナ禍による差別 等)
- (3) 相談窓口の活用
- ・いつでも相談を受けます。(主な相談窓口は、教頭、教務主任、教育相談主任、養護教諭、担任 等)

6 いじめに対する措置(早期発見・組織的対応・解消確認)

- (1) 素早い事実確認・報告・相談を行います。
- (2) 発見・通報を受けて組織的に対応します。
- (3) いじめられた児童への対応及びその保護者への支援を素早く継続的に行います。
- (4) いじめた児童及びその保護者への対応を素早く継続的に行います。
- (5) いじめを見ていた児童に対しても十分に指導します。
- (6) ネットいじめがあった場合には、他機関との連携も図りながら対応します。
- (7) いじめの解消は、いじめられた児童と保護者との面談により状況を見極め確認します。
(いじめが止んで3か月以上経っている かつ 被害者が苦痛を感じていない)



7 重大事態への対処

- (1) 重大事態への対処、発生防止に資するために、市教育委員会の判断に基づき、速やかに調査組織を設置し、事実関係を明らかにするための調査を実施します。
- (2) 調査に係る事実関係などの必要な情報は速やかに市教委を通して市長へ報告します。

8 教育相談体制・生徒指導体制

- ・教育相談、生徒指導の具体的な計画を立てて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

9 校内研修

- ・いじめの理解、組織的対応、指導記録の生かし方等に関する研修をすすめます。

10 学校評価

- (1) 学校評価において、いじめ防止の取組の目標達成状況の評価します。その結果については、家庭や地域にお知らせします。
- (2) その結果を基に、児童の視点で取組を客観的に振り返り、改善を図っていきます。

11 その他

- ・教職員が児童としっかり向き合えるように、組織体制を整え、校務の効率化を図ります。